

香川県報



号外 8

平成 16 年

3月26日(金曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

規 則

●行政手続の見直しに伴う健康福祉部関係規則の整備等に関する規則

（健康福祉総務課、障害福祉課、医務国保課、業務感染症対策課、生活衛生課、県立病院・施設経営課）

規 則

行政手続の見直しに伴う健康福祉部関係規則の整備等に関する規則をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第二十九号

行政手続の見直しに伴う健康福祉部関係規則の整備等に関する規則

（クリーニング業法施行細則の一部改正）

第一条 クリーニング業法施行細則（昭和二十六年香川県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一号様式（表）中「㊦」を削り、同様式（裏）を次のように改める。

(裏)
構造設備の概要

他の施設との区画	有 ・ 無	
洗場の床	構築材料	コンクリート・タイル・その他()
	排水口	有 ・ 無
	場所の別	洗 場 仕 上 げ 場
	窓面	m ² m ² m ²
採光、照明及び換気設備	蛍光灯	W 個 W 個 W 個
	白熱灯	W 個 W 個 W 個
	換気設備	自然 ・ 機械 自然 ・ 機械 自然 ・ 機械
	水洗い機	台
	ドライクーニング機	台
洗濯機	その他の()	台
脱水機	水洗機	台
	未洗濯用	個
洗濯物の収納	洗濯済み用	個
	仕上げ済み用	個
消毒を要する洗濯物の未消毒物品用容器及び消毒設備	専用容器	個
	消毒方法	蒸気・熱気・薬品(使用薬品:)
溶剤及び薬品の保管設備	有()・無	

備考 次の書類を添付すること。

- 1 クリーニング所の構造設備の概要を示す図面
- 2 他にクリーニング所を開設しているときは、その数、所在地、従事者数及びクリーニング師の氏名を記載した書類

第五号様式及び第五号様式の二中「㊸」を削る。

(公衆浴場法施行細則の一部改正)

第二条 公衆浴場法施行細則(昭和二十八年香川県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第一号様式(表)中「㊸」を削り、同様式備考2の(6)及び(7)を削り、同様式備考2の(8)中「あつては」を「あつては」に、「㊸」を「㊸」に改め、同様式備考2中(8)を(6)とし、(9)を(7)とする。

第三号様式、第三号様式の二及び第六号様式中「㊸」を削る。

(旅館業法施行細則の一部改正)

第三条 旅館業法施行細則(昭和三十三年香川県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「㊸」を削り、同様式備考6及び7を削り、同様式備考8中「㊸」を「㊸」に改め、同様式備考中8を6とし、9を7とする。

第二号様式及び第二号様式の二中「㊸」を削る。

(理容師法施行細則の一部改正)

第四条 理容師法施行細則(昭和三十三年香川県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第一号様式(表)中「㊸」を削り、同様式(裏)を次のように改める。

(裏)
構造設備の概要

理 容 を 行 う 場 所 の 床 面 積	理 容 用 い す の 数	理 容 所 の 概 要
m ²	台	コンクリート・リリウム・タイル・板・ その他()
		腰 板 の 材 質 コンクリート・リリウム・タイル・板・ その他()
		他 の 施 設 と の 区 画 有 ・ 無
		換 気 設 備 自然換気 ・ 機械換気
	m ²	窓面積
	個	蛍光灯 W
	個	白熱灯 W
	個	洗 場 の 流 水 装 置 有 ・ 無
	個	ふ た 付 き の 汚 物 箱 の 数
	個	ふ た 付 き の 毛 髪 箱 の 数
	台	紫外線消毒器
	台	煮沸消毒器
	台	蒸気消毒器
	個	薬品消毒 ・ 消毒用容器 ・ 使用薬品
	個	未 消 毒 器 具 用 容 器 の 数
	個	消 毒 設 備 の 概 要

備考 次の書類を添付すること。

- 1 理容所の構造設備の概要を示す図面
- 2 理容師につき、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書
- 3 管理理容師につき、理容師法第11条の4第2項の規定に該当する者であることを証する書類
- 4 外国人が届出をする場合は、外国人登録証明書

第五号様式及び第六号様式中「㊸」を削る。

(美容師法施行細則の一部改正)

第五条 美容師法施行細則(昭和三十三年香川県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

第一号様式(表)中「㊸」を削り、同様式(裏)を次のように改める。

(裏)
構造設備の概要

美容を行う場所の床面積		㎡
美容用いすの数		台
床の材質	コンクリート・リリウム・タイル・板・ その他()	
腰板の材質	コンクリート・リリウム・タイル・板・ その他()	
他の施設との区分	有 ・ 無	
換気設備	自然換気 ・ 機械換気	
採光及び照明設備	窓面積 蛍光灯 W 白熱灯 W	㎡ 個 個
洗場の流水装置量	有 ・ 無	個
ふた付きの汚物箱の数		個
ふた付きの毛髪箱の数	紫外線消毒器 煮沸消毒器 蒸気消毒器	台 台 台
消毒設備の種類及び数	薬品消毒 ・ 消毒用容器 ・ 使用薬品	個
消毒設備の概要		
未消毒器具用容器の数		個
消毒済器具用容器の数		個

備考 次の書類を添付すること。

- 1 美容所の構造設備の概要を示す図面
- 2 美容師につき、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病の有無に関する医師の診断書
- 3 管理美容師につき、美容師法第12条の3第2項の規定に該当する者であることを証する書類
- 4 外国人が届出をする場合は、外国人登録証明書

第五号様式及び第六号様式中「㊟」を削る。

(毒物及び劇物取締法施行細則の一部改正)

第六条 毒物及び劇物取締法施行細則(昭和三十九年香川県規則第六号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項及び第十一条第二項中「戸籍抄本」を「当該変更の事実を確認することができる書類」に改める。

第十二条第一項中「よし」を「汚し」に、「合格証書」を「合格証」に改め、同条第二項中「よごした」を「汚した」に改め、同条第三項中「合格証書」を「合格証」に改める。

第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

第十九条の見出しを「(特定毒物譲受委任状)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「が特定毒物を第十五条」を「は、特定毒物を政令第十一条第一号、第十六条第一号、第二十二条第一号又は第二十八条第一号」に、「指定を受けた団体の」を「団体の」に、「販売又は授与するときは」を「譲渡するときは、その者から」に、「をとらなければ」を「の提出を受けなければ」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

第二十四条の見出しを「(書類の経由等)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項の」を「法、政令及びこの規則の規定により厚生労働大臣又は知事に提出する」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

第二号様式を次のように改める。

第2号様式（第7条関係）（日本工業規格A列4番）

香 川 県 証 紙 欄
（消印してはならない。）

受験願書

年 月 日

香川県知事 殿

住 所

氏 名

年 月 日施行の一般（農業用品目、特定品目）毒物劇物取扱者試験を受けたいので、
関係書類を添えて出願します。

第四号様式中「受験心得」を「留意事項」に、「当日」を「当日は」、「」に、「入場すること」を「入場してください」、「」に、「受験できない」を「、受験できません」、「」に、「提示すること」を「提示してください」、「」に、「持参すること」を「持参してください」に改め、同様式（注意）を削る。

第六号様式から第九号様式までを次のように改める。

第6号様式（第11条関係）（日本工業規格A列4番）

香 川 県 証 紙 欄 (消印してはならない。)

合格証書換え交付申請書

年 月 日

香川県知事 殿

住 所

氏 名

毒物劇物取扱者試験の合格証の書換え交付を申請します。

試験施行年月	年 月		
合格証番号	第 号		
変更内容	事項	変 更 前	変 更 後
変更年月日	年 月 日		
備 考			

第7号様式（第12条関係）（日本工業規格A列4番）

香 川 県 証 紙 欄 (消印してはならない。)

合格証再交付申請書

年 月 日

香川県知事 殿

住 所

氏 名

一般（農業用品目、特定品目）毒物劇物取扱者試験の合格証を破つた（汚した、失つた）ので、再交付を申請します。

本 籍 (都道府県名)	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
試 験 合 格 年	年

第8号様式及び第9号様式 削除
第11号様式その二を次のように改める。

第11号様式その2（第15条関係）（日本工業規格A列4番）

特定毒物使用者指定証再交付申請書

年 月 日

香川県知事 殿

住 所 〔法人等の団体にあつては、
主たる事務所の所在地〕

氏 名 〔法人等の団体にあつては、
名称及び代表者の氏名〕

特定毒物使用者指定証を亡失（滅失、汚損、破損）したので、再交付を申請します。

指定を受けている 者の氏名	
指定を受けている 特定毒物名	
備 考	

第4号様式（第13条関係）（日本工業規格A列4番）

薬局（一般販売業）外実務従事廃止届

年 月 日

香川県 保健所長 殿

住 所

氏 名

印

薬局（一般販売業）以外の場所で薬事関係の実務に従事しなくなつたので届け出ます。

許可番号及び 許可年月日	第	号	年	月	日
管理している 薬局等	施設名 所在地				
従事しなくな つた年月日	年 月 日				
備 考					

（注意） 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第6号様式(第14条関係)

配置従事変更届

年 月 日

香川県知事 殿

氏 名

配置従事届出事項を変更するので届け出ます。

配置販売業者	氏 名 住 所		
配置従事者	氏 名 住 所		
変 更 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後
備考			

第五号様式(注意)を削る。
第六号様式から第八号様式までを次のように改める。

第7号様式（第16条関係）（日本工業規格A列4番）

香 川 県 証 紙 欄 (消印してはならない。)

配置従事者身分証明書書換え交付申請書

年 月 日

香川県知事 殿

住 所

氏 名

配置従事者身分証明書の書換え交付を申請します。

証 明 書 の 番 号 及 び 発 行 年 月 日		第 号 年 月 日	
配 置 販 売 業 者	氏 名		
	住 所		
変 更 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 年 月 日		年 月 日	
備 考			

第8号様式(第17条関係)(日本工業規格A列4番)

香 川 県 証 紙 欄 (消印してはならない。)

配置従事者身分証明書再交付申請書

年 月 日

香川県知事 殿

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

配置従事者身分証明書を破つた(汚した、失つた)ので、身分証明書の再交付を申請します。

配置販売業者	住所	
	氏名	
備	考	

(製菓衛生師法施行細則の一部改正)

第九条 製菓衛生師法施行細則(昭和四十二年香川県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第四条」を「第四条第一項」に、「受験願書」を「製菓衛生師試験受験願書(第一号様式)」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条第二項中「合格証書」の下に「(第二号様式)」を加える。

第八条中「住所地の所轄保健所長」を「保健所長」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、提出者の住所地が県外である場合は、この限りでない。

第九条の見出しを「(申請書の様式)」に改め、同条中「ものの様式」を「申請書」に、「ところによる」を「様式によるものとする」に改め、同条各号を次のように改める。

- 一 政令第一条に規定する申請書 製菓衛生師免許申請書(第三号様式)
 - 二 政令第三条第二項に規定する申請書 製菓衛生師名簿訂正申請書(第四号様式)
 - 三 政令第四条第一項に規定する申請書 製菓衛生師登録消除申請書(第五号様式)
 - 四 政令第五条第二項に規定する申請書 製菓衛生師免許証書換え交付申請書(第六号様式)
 - 五 政令第六条第二項に規定する申請書 製菓衛生師免許証再交付申請書(第七号様式)
- 第一号様式から第七号様式までを次のように改め、第八号様式を削る。

第1号様式(第1条関係)

(日本工業規格A列4番)

香 川 県 証 紙 欄
(消印してはならない。)

製菓衛生師試験受験願書

年 月 日

香川県知事 殿

受験者 住 所

(ふりがな)

氏 名

電話番号

製菓衛生師法第4条第1項に規定する製菓衛生師試験を受けたいので、関係書類を添えて出願します。

第2号様式(第1条関係)
第 号

(日本工業規格A列4番)

合 格 証 書

氏 名

生年月日 年 月 日

年 月 日施行の製菓衛生師試験に合格したことを証します。

年 月 日

香川県知事

印

第3号様式(第9条関係)

(日本工業規格A列4番)

香 川 県 証 紙 欄 (消印してはならない。)

製菓衛生師免許申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所

(ふりがな)
氏 名

電話番号

製菓衛生師の免許を受けたいので、製菓衛生師法施行令第1条の規定により申請します。

製菓衛生師試験	施行年月日	年 月 日
	合格番号	第 号
免許の取消処分を受けたことの有無 (該当する番号を で囲んで ください。)	1 有	(取消処分の理由及び年月日)
	2 無	

注 次の書類を添付してください。

戸籍の謄本若しくは抄本若しくは住民票の写し(戸籍の表示又は本籍のない者及び本籍の明らかでない者についてはその旨を記載したものに限る。)又は外国人登録証明書の写し
麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書
他の都道府県の製菓衛生師試験に合格した者にあつては、その旨を証する書類

第4号様式(第9条関係)

(日本工業規格A列4番)

製菓衛生師名簿訂正申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所
氏 名

製菓衛生師名簿の登録事項に変更を生じたので、製菓衛生師法施行令第3条第1項の規定により名簿の訂正を申請します。

登 録 番 号	第 号
登 録 年 月 日	年 月 日
変 更 事 項	
変 更 前	
変 更 後	
変 更 年 月 日	年 月 日

注 申請の原因たる事実を証する書類を添付してください。

第5号様式(第9条関係)

(日本工業規格A列4番)

製菓衛生師登録消除申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所
氏 名

製菓衛生師名簿の登録を消除したいので、製菓衛生師法施行令第4条第1項の規定により申請します。

登 録 番 号	第 号
登 録 年 月 日	年 月 日
本籍地都道府県名(日本の国籍を有しない者については、国籍)	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
消 除 の 理 由	

注 製菓衛生師免許証を添付してください。

第6号様式(第9条関係)

(日本工業規格A列4番)

香 川 県 証 紙 欄 (消印してはならない。)

製菓衛生師免許証書換え交付申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所
氏 名

製菓衛生師免許証の書換え交付を受けたいので、製菓衛生師法施行令第5条第1項の規定により申請します。

登 録 番 号	第 号
登 録 年 月 日	年 月 日

注 製菓衛生師免許証を添付してください。

第7号様式（第9条関係）

（日本工業規格A列4番）

香 川 県 証 紙 欄 (消印してはならない。)

製菓衛生師免許証再交付申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所
氏 名

製菓衛生師免許証の再交付を受けたいので、製菓衛生師法施行令第6条第1項の規定により申請します。

本籍地都道府県名（日本の国籍を有しない者については、国籍）	
（ふりがな） 氏 名	
生 年 月 日	年 月 日

注 製菓衛生師免許証を破り、又は汚した場合は、その製菓衛生師免許証を添付してください。

(興行場法施行細則の一部改正)

第十条 興行場法施行細則(昭和五十九年香川県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「常設興行場にあつてはその常設興行場の所在地を管轄する保健所長を経由して知事に、仮設興行場にあつてはその仮設興行場」を「その興行場」に、「管轄する保健所長」を「所管する保健所長(以下「所管保健所長」という。)(」に改める。

第五条第一項中「その興行場の所在地を管轄する保健所長(以下「所轄保健所長」という。)(」を「所管保健所長」に改める。

第六条第一項、第七条第一項及び第八条中「所轄保健所長」を「所管保健所長」に改める。

第一号様式を次のように改める。

「届出者 名称 主たる事務所
の所在地」
第二号様式中
を
「届出者 名称 主たる事務所
の所在地」

「㊦」を削る。

「届出者 名称 主たる事務所
の所在地」
第三号様式の「中
を
「届出者 主たる事務所
の所在地」
名称」

㊦」を削る。

(化製場等に関する法律施行細則の一部改正)

第十一条 化製場等に関する法律施行細則(昭和五十九年香川県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第四条第一項中「その」を「その」に改め、「を経て、知事」を削る。

第五条中「を経て、知事」を削る。

第一号様式中「関係職を添えて」を削る。

第二号様式及び第三号様式を次のように改める。

第2号様式(第3条関係)

香 川 県 証 紙 欄 (消印してはならない。)

化製場等設置許可申請書

年 月 日

香川県 保健所長殿

申請者 住 所

(ふりがな)
氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

化製場等に関する法律第3条第1項(第8条において準用する第3条第1項)の規定により化製場等の設置の許可を受けたいので、申請します。

施 設 の 所 在 地	
施 設 の 名 称	
化製場、死亡獣畜取扱場又は法第8条の製造の施設若しくは貯蔵の施設の区分	
化製場又は法第8条の製造の施設にあつては、製品の品目並びに原料の種目及び処理方法	
死亡獣畜取扱場にあつては、死亡獣畜の解体、埋却又は焼却の区別	
法第8条の貯蔵の施設にあつては、貯蔵品の種類	
法第4条各号に掲げる場所に関する事項	

添付書類

施設(区域)の構造設備等を明らかにした図面(細部にわたつて示した平面図及び仕様書)

施設(区域)の周囲の状況を明らかにした図面(周囲200メートル以内の見取図)

法人にあつては、定款又は寄附行為の写し

第3号様式（第4条関係）

化製場等の構造設置等変更届出書

年 月 日

香川県 保健所長殿

届出者 住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

化製場等に関する法律第3条第2項（第8条において準用する第3条第2項）の規定により化製場等の構造設備等の変更をしたいので、届け出ます。

施 設 の 所 在 地		
施 設 の 名 称		
	変 更 前	変 更 後
施設（区域）の構造設備等の概要		

添付書類

変更後の施設（区域）の構造設備等を明らかにした図面（細部にわたつて示した平面図及び仕様書）

第四回様式中「香川県知事 殿」を「香川県 保健所長殿」と改め、「(ふりがな)」を記す。「行いたい」を「した」と改める。
第五回様式中「香川県知事 殿」を「香川県 保健所長殿」と改め、「(ふりがな)」及び「㊤」を記す。同様式は改める。
第六回様式中「(ふりがな)」を記す。
第七回様式を次のとおり改める。

第7号様式（第9条関係）

香 川 県 証 紙 欄 (消印してはならない。)

動物の飼養（収容）許可申請書

年 月 日

香川県 保健所長殿

申請者 住 所

(ふりがな)
氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

化製場等に関する法律第9条第1項の規定により動物の飼養（収容）の許可を受けたいので、申請します。

施 設 の 所 在 地	
動 物 の 種 類 及 び 数	
施 設 の 構 造 設 備 の 概 要	

添付書類

施設の構造設備を明らかにした図面（細部にわたつて示した平面図及び仕様書）

施設の周囲の状況を明らかにした図面（周囲100メートル以内の見取図）

第八号様式中「㊸」「及び」~~㊹~~ ~~㊺~~ ~~㊻~~を削る。

第九号様式中「(ふじのみ)」を削る。

第十号様式中「(ふじのみ)」及び「㊸」を削り、同様式注を削る。

(香川県ふじみ園福祉ホーム規則の一部改正)

第十二条 香川県ふじみ園福祉ホーム規則(昭和六十一年香川県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条中「利用承認申請書(」を「香川県ふじみ園福祉ホーム利用承認申請書(」に改め、同条第二号中「利用承認申請書」を「当該申請書」に改める。

第一号様式及び第二号様式を次のように改める。

第1号様式(第3条関係)

香川県ふじみ園福祉ホーム利用承認申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住所
氏名 ⑩

保護者 住所
氏名 ⑩

香川県ふじみ園福祉ホームの利用の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

利 用 者	住 所	
	氏 名	
	電話番号	

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第2号様式(第4条関係)

身元引受書

年 月 日

香川県知事 殿

身元引受人 住所

氏名 ⑩

生年月日 年 月 日

利用者との関係

私は、香川県ふじみ園福祉ホームの利用者の事項について責任を負います。

の身元に関する一切

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正)

第十三条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和六十三年香川県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

(診察及び保護の申請)

第二条 法第二十三条第一項の規定による申請は、精神障害者等の診察保護申請書(第一号様式)により保健所長に行わなければならない。

第三条中「行うものとする」を「保健所長に行わなければならない」に改める。

第一号様式を次のように改める。

第1号様式(第2条関係)

精神障害者等の診察保護申請書

年 月 日

香川県 保健所長 殿

申請者 氏名 印

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条第1項の規定に基づく指定医の診察及び必要な保護を申請します。

申請者	氏名			
	住所			
	生年月日	年	月	日
本人	氏名		性別	男・女
	居住地			
	現在場所			
	生年月日	年	月	日
症状の概要				
たつて保護の任に当る者	氏名		本人との続柄	
	住所			

(注) 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第十二号様式(注)と同じ次のように加える。

(注) 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第九号様式中 「氏名」 「性別 男・女」

氏名 [] 住所 []

第九号様式及び第十号様式の二中 「經由保健所検印」

取 扱

付保健所名 []
付年月日 [] 住所 []

第十号様式中 「經由保健所検印」 「受付保健所名 受付年月日」

「氏名」 「性別 男・女」

「氏名」 「性別 男・女」
「(署名)」

「住所」 「住所」

(注) 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第八号様式中 「氏名」 「性別 男・女」

氏名 [] 住所 []

第九号様式中 「經由保健所検印」 「受付保健所名 受付年月日」

「年 月 日」 「年 月 日」 「(満 歳)」

「(男・女)」 「続柄」 「続柄」 「住所」 「住所」

「住所」

(注) 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第十号様式中 「氏名」 「性別 男・女」

氏名 [] 住所 []

第十号様式中 「經由市町検印」 「受付市町名 受付年月日」

「住所」 「住所」

第十四号様式中 「經由市町検印」 「受付市町名 受付年月日」

「住所」 「住所」

(注) 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

日	返還院の期間	年月日から	年月日まで
---	--------	-------	-------

氏名 (署名)

住所

(注) 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第二十八号様式中

經由保健所換印	受付保健所名
	受付年月日

氏名

性別	男・女
----	-----

氏名

返還

院許可期間	自	年	月	日	至	年	月	日	返還院許可期間
-------	---	---	---	---	---	---	---	---	---------

年月日から 年月日まで

のまじり

(注) 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第二十九号様式中

氏名	性別	男・女
氏名	住所	

共)を次のまじり

- (注)
- 1 保護者が変わったときは、医療保護入院に関する同意書を添付すること。
 - 2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第三十二号様式中

經由市町換印	受付市町名
	受付年月日

住所

(注) 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第三十三号様式中

經由市町換印	受付市町名
	受付年月日

住所

氏名

返還

(注) 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第三十五号様式中(共)を次のまじり

(注)

- 1 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 収支予算書
- (2) 事業計画書

- (3) 施設の位置図並びに建物の配置図及び各階平面図

- 2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第三十六号様式中(共)を次のまじり

(注)

- 1 変更の内容に応じ、知事が必要と認める書類を添付すること。

2 氏名の記載を白欄で行う場合は、押印を省略することができる。
第三十七号様式ロ(注)と同じ次のように加える。

(注) 氏名の記載を白欄で行う場合は、押印を省略することができる。

第三十八号様式(注)を次のように改める。

(注)

1 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 収支予算書

(2) 事業計画書

2 氏名の記載を白欄で行う場合は、押印を省略することができる。

第三十九号様式(注)を次のように改める。

(注)

1 変更の内容に応じ、知事が必要と認める書類を添付すること。

2 氏名の記載を白欄で行う場合は、押印を省略することができる。

第四十号様式ロ(注)と同じ次のように加える。

(注) 氏名の記載を白欄で行う場合は、押印を省略することができる。

(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正)

第十四条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則(平成四年香川県規

則第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条中「及び届出は」を「又は届出は、それぞれ」に改め、「作成した申請書又

は届出書により」を削り、同条第五号中「第十二条第四項」を「第十二条第六項」に、

「食鳥処理衛生管理者配置(変更)届出書」を「食鳥処理衛生管理者設置(変更)届出

書」に改める。

第三条及び第四条を削る。

第五条の見出しを「(書類の提出)」に改め、同条第一項中「省令及びこの規則」

を「及び省令」に、「を経由して提出しなければ」を「に提出しなければ」に改め、同

条第二項を削り、同条を第三条とする。

第一号様式から第十号様式までを次のように改め、第十一号様式から第十三号様式ま

でを削る。

第1号様式(第2条関係)

(日本工業規格A列4番)

香 川 県 証 紙 欄 (消印してはならない。)

食鳥処理事業許可申請書

年 月 日

香川県食肉衛生検査所長 殿

申請者 住所

氏名

(法人にあっては、住所、
名称及び代表者の氏名)

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第3条の規定により食鳥処理の事業の許可を受けたいので、申請します。

食 鳥 処 理 場	所 在 地	
	名 称	
処 理 す る 食 鳥 の 種 類	1 鶏 2 あひる 3 七面鳥	
処理する食鳥の羽数(1年当たり)		

注 次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 食鳥処理場の平面図
- (2) 食鳥処理を行うための機械の配置図
- (3) 食鳥処理を行うための機械の仕様の概要を記載した図書
- (4) 水道事業等により供給される水以外の水を使用する場合にあっては、水質検査の結果を証する書類の写し
- (5) 法人にあっては、登記簿の謄本

第2号様式（第2条関係）

（日本工業規格A列4番）

香 川 県 証 紙 欄 (消印してはならない。)

食鳥処理場構造（設備）変更許可申請書

年 月 日

香川県食肉衛生検査所長 殿

申請者 住所

氏名

〔 法人にあっては、住所、
名称及び代表者の氏名 〕

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第6条第1項の規定により食鳥処理場の構造（設備）の変更の許可を受けたいので、申請します。

食鳥処理場	所在地	
	名称	
変更の内容		
変更予定年月日	年 月 日	

注 次の書類のうち当該変更の内容に係るものを添付してください。

- (1) 食鳥処理場の平面図
- (2) 食鳥処理を行うための機械の配置図
- (3) 食鳥処理を行うための機械の仕様の概要を記載した図書
- (4) 水道事業等により供給される水以外の水を使用する場合にあっては、水質検査の結果を証する書類の写し

第3号様式(第2条関係)

(日本工業規格A列4番)

食鳥処理事業許可事項変更届出書

年 月 日

香川県食肉衛生検査所長 殿

届出者 住所

氏名

〔 法人にあつては、住所、
名称及び代表者の氏名 〕

食鳥処理の事業の許可事項に変更があつたので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第6条第3項の規定により届け出ます。

食鳥処理場	所在地	
	名称	
変更事項		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		
変更年月日		年 月 日

承継届出書

年 月 日

香川県食肉衛生検査所長 殿

届出者 住所

氏名

〔 法人にあっては、住所、
名称及び代表者の氏名 〕

食鳥処理業者の地位を相続（合併・分割）により承継したので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第7条第2項の規定により届け出ます。

食鳥処理場	所在地		
	名称		
相続	被相続人	住所	
		氏名	
	被相続人との続柄		
合併	合併により消滅した法人	主たる事務所の所在地	
		名称	
		代表者の氏名	
分割	分割前の法人	主たる事務所の所在地	
		名称	
		代表者の氏名	
相続（合併・分割）年月日		年 月 日	

注 次に掲げる書類を添付してください。

(1) 相続による場合

ア 戸籍謄本

イ 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により許可営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

(2) 合併による場合

合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記簿の謄本

(3) 分割による場合

分割により食鳥処理の事業を承継した法人の登記簿の謄本

第5号様式(第2条関係)

(日本工業規格A列4番)

食鳥処理衛生管理者設置(変更)届出書

年 月 日

香川県食肉衛生検査所長 殿

届出者 住所

氏名

(法人にあっては、住所、
名称及び代表者の氏名)

食鳥処理衛生管理者を設置(変更)したので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条第6項の規定により届け出ます。

食鳥処理場	所在地	
	名称	
設置した(変更後の) 食鳥処理衛生管理者	住所	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
設置(変更)年月日		年 月 日

注 食鳥処理衛生管理者が食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条第5項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類を添付してください。

第6号様式（第2条関係）

（日本工業規格A列4番）

食鳥処理場廃止（休止・再開）届出書

年 月 日

香川県食肉衛生検査所長 殿

届出者 住所

氏名

〔 法人にあつては、住所、
名称及び代表者の氏名 〕

食鳥処理場を廃止（休止・再開）したので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第14条の規定により届け出ます。

食鳥処理場	所在地	
	名称	
廃止（休止・再開）の理由		
廃止（休止・再開）年月日		年 月 日
備	考	

注 食鳥処理場を休止した場合にあつては、備考欄に再開予定年月日を記載してください。

第7号様式(第2条関係)

(日本工業規格A列4番)

香 川 県 証 紙 欄 (消印してはならない。)

確認規程認定申請書

年 月 日

香川県食肉衛生検査所長 殿

申請者 住所

氏名

(法人にあつては、住所、
名称及び代表者の氏名)

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第1項の規定により確認規程の認定を受けたいので、申請します。

食鳥処理場	所在地	
	名称	

注 確認規程を添付してください。

第8号様式(第2条関係)

(日本工業規格A列4番)

香 川 県 証 紙 欄 (消印してはならない。)

確認規程変更認定申請書

年 月 日

香川県食肉衛生検査所長 殿

申請者 住所

氏名

(法人にあっては、住所、
名称及び代表者の氏名)

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第2項の規定により確認規程の変更の認定を受けたいので、申請します。

食鳥処理場	所在地	
	名称	
変更の内容		
変更予定年月日		年 月 日

注 変更後の確認規程を添付してください。

第9号様式(第2条関係)

(日本工業規格A列4番)

確認規程廃止届出書

年 月 日

香川県食肉衛生検査所長 殿

届出者 住所

氏名

(法人にあつては、住所、
名称及び代表者の氏名)

確認規程を廃止したいので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第8項の規定により届け出ます。

食鳥処理場	所在地	
	名称	
廃止する理由		
廃止予定年月日	年 月 日	

第10号様式（第2条関係）

（日本工業規格A列4番）

届出食肉販売業者届出書

年 月 日

香川県食肉衛生検査所長 殿

届出者 住所

氏名

〔 法人にあつては、住所、
名称及び代表者の氏名 〕

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第17条第1項第4号の規定により届け出ます。

食鳥とたいの 主な入手先	住 所	
	氏名又は名称	
食鳥とたいの 主な販売先	住 所	
	氏名又は名称	

注 食品衛生法施行令第35条第12号に規定する食肉販売業の許可を受けていることを証する書類の写しを添付してください。

(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行細則の一部改正)
第十五条 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行細則(平成四年香川県規則第七十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「あん摩マッサージ指圧師(はり師・きゅう師) 施術所開設届出書」を「あん摩マッサージ指圧師(はり師、きゅう師) 施術所開設届出書」に改め、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、第一号に掲げる書類については、当該免許証又は免許証明書の提示をもつて、当該書類の添付に代えることができる。

第三条第一項中「あん摩マッサージ指圧師(はり師・きゅう師) 施術所開設届出事項変更届出書」を「あん摩マッサージ指圧師(はり師、きゅう師) 施術所開設届出事項変更届出書」に改め、同条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、第一号及び第二号に掲げる書類については、前条第二項ただし書の規定を準用する。

第三条第二項第一号及び第二号中「こととなった」を削り、同項第三号中「施術所の構造設備」を「構造設備の概要」に、「変更後の構造設備を明らかにした図面」を「変更内容を明示した平面図」に改める。

第四条第一項中「あん摩マッサージ指圧師(はり師・きゅう師) 施術所休止(廃止・再開)届出書」を「あん摩マッサージ指圧師(はり師、きゅう師) 施術所休止(廃止・再開)届出書」に改め、同条第二項を削る。

第五条第一項を次のように改める。

法第九条の三前段の規定による届出は、業務を開始した日から十日以内に、あん摩マッサージ指圧師(はり師、きゅう師) 出張施術業務開始届出書(第四号様式)により行わなければならない。

第五条第二項中「業務に従事する」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該免許証又は免許証明書を提示したときは、この限りでない。

第六条及び第七条を次のように改める。

第六条 法第九条の三後段の規定による届出は、業務を休止し、廃止し、又は再開した日から十日以内に、あん摩マッサージ指圧師(はり師、きゅう師) 出張施術業務休止

(廃止、再開)届出書(第五号様式)により行わなければならない。
(滞在による業務の届出)

第七条 法第九条の四の規定による届出は、あん摩マッサージ指圧師(はり師、きゅう師) 県内滞在施術業務実施届出書(第六号様式)により行わなければならない。

2 第五条第二項の規定は、前項の届出書について準用する。
第一号様式から第六号様式までを次のように改める。

第1号様式(第2条関係)

(日本工業規格A列4番)

あん摩マッサージ指圧師(はり師、きゆう師)施術所開設届出書

年 月 日

香川県 保健所長 殿

開設者 住 所

氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

電話番号

あん摩マッサージ指圧師(はり師、きゆう師)施術所を開設したので、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の2第1項前段の規定により届け出ます。

開 設 年 月 日		年 月 日		
名 称				
開 設 場 所				
業務に従事 する施術者	氏 名	業 務 の 種 類		区 分
		あん摩マッサージ指圧・はり・きゆう		目が見える者 ・ 目が見えない者
		あん摩マッサージ指圧・はり・きゆう		目が見える者 ・ 目が見えない者
構造設備の 概 要		面 積	外 気 開 放 面 積	換 気 装 置
	専用の施術室	m ²	m ²	有 ・ 無
	待 合 室	m ²		
	器具、手指等の消毒設備	有 ・ 無		

- 備考 1 欄内に記載事項のすべてを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 2 業務に従事する施術者の免許証若しくは免許証明書を提示し、又はその写しを添付してください。
- 3 施術所の平面図を添付してください。
- 4 開設した日から10日以内に届け出てください。

第2号様式(第3条関係)

(日本工業規格A列4番)

あん摩マッサージ指圧師(はり師、きゅう師)施術所開設届出事項変更届出書

年 月 日

香川県 保健所長 殿

開設者 住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

あん摩マッサージ指圧師(はり師、きゅう師)施術所の開設届出事項に変更があつたので、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第9条の2第1項後段の規定により届け出ます。

名 称	
所 在 地	
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 事 項 (該当する番号を で 囲んでください。)	1 開設者の住所又は氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、 名称又は代表者の氏名) 2 名称 3 開設場所 4 業務の種類 5 業務に従事する施術者の氏名又は当該施術者が目が見える者か目が見えない者かの別 6 構造設備の概要
変 更 前	
変 更 後	

備考 1 欄内に記載事項のすべてを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

2 業務の種類に変更があつた場合は、新たな業務に従事する施術者の免許証若しくは免許証明書を提示し、又はその写しを添付してください。

3 業務に従事する施術者の氏名に変更があつた場合は、新たに業務に従事する施術者の免許証若しくは免許証明書を提示し、又はその写しを添付してください。

4 構造設備の概要に変更があつた場合は、変更内容を明示した平面図を添付してください。

5 変更があつた日から10日以内に届け出てください。

第3号様式(第4条関係)

(日本工業規格A列4番)

あん摩マッサージ指圧師(はり師、きゆう師)施術所休止(廃止、再開)届出書

年 月 日

香川県 保健所長 殿

開設者 住 所

氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

あん摩マッサージ指圧師(はり師、きゆう師)施術所を休止(廃止、再開)したので、あん摩マツサ
ージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の2第2項の規定により届け出ます。

名 称	
所 在 地	
休止(廃止、再開)年月日	年 月 日
休止の場合は、その予定 期間	年 月 日から 年 月 日まで

備考 休止し、廃止し、又は再開した日から10日以内に届け出てください。

第4号様式(第5条関係)

(日本工業規格A列4番)

あん摩マッサージ指圧師(はり師、きゅう師)出張施術業務開始届出書

年 月 日

香川県 保健所長 殿

施術者 住 所
氏 名
電話番号

専ら出張のみによって行うあん摩マッサージ指圧師(はり師、きゅう師)施術業務を開始したので、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第9条の3前段の規定により届け出ます。

開 始 年 月 日	年 月 日
業 務 の 種 類	あん摩マッサージ指圧 ・ はり ・ きゅう

- 備考 1 施術者の免許証若しくは免許証明書を提示し、又はその写しを添付してください。
2 開始した日から10日以内に届け出てください。

第5号様式(第6条関係)

(日本工業規格A列4番)

あん摩マッサージ指圧師(はり師、きゅう師)出張施術業務休止(廃止、再開)届出書

年 月 日

香川県 保健所長 殿

施術者 住 所
氏 名
電話番号

専ら出張のみによって行うあん摩マッサージ指圧師(はり師、きゅう師)施術業務を休止(廃止、再開)したので、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第9条の3後段の規定により届け出ます。

休止(廃止、再開)年月日	年 月 日
休止の場合は、その予定期間	年 月 日から 年 月 日まで

備考 休止し、廃止し、又は再開した日から10日以内に届け出てください。

第6号様式(第7条関係)

(日本工業規格A列4番)

あん摩マッサージ指圧師(はり師、きゅう師)県内滞在施術業務実施届出書

年 月 日

香川県 保健所長 殿

施術者 住 所
氏 名
電話番号

香川県内に滞りして施術業務を行うので、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第9条の4の規定により届け出ます。

業務を行う場所	
業務を行う期間	年 月 日から 年 月 日まで
業務の種類	あん摩マッサージ指圧 ・ はり ・ きゅう
施術者の区分	目が見える者 ・ 目が見えない者

備考 施術者の免許証若しくは免許証明書を提示し、又はその写しを添付してください。

(柔道整復師法施行細則の一部改正)

第十六条 柔道整復師法施行細則(平成四年香川県規則第七十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項に次のただし書を加える。

ただし、第一号に掲げる書類については、当該免許証又は免許証明書の提示をもって、当該書類の添付に代えることができる。

第二条第二項第一号中「施術者」を「柔道整復師」に改める。

第三条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、第一号に掲げる書類については、前条第二項ただし書の規定を準用する。

第三条第二項第一号中「施術者の変更」を「柔道整復師の変更」に、「こととなった施術者」を「柔道整復師」に改め、同項第二号中「施術所の構造設備」を「構造設備の概要」に、「変更後の構造設備を明らかにした図面」を「変更内容を明示した平面図」に改める。

第四条第一項中「柔道整復師施術所休止(廃止・再開)届出書」を「柔道整復師施術所休止(廃止・再開)届出書」に改め、同条第二項を削る。

第一号様式から第三号様式までを次のように改める。

第1号様式(第2条関係)

(日本工業規格A列4番)

柔道整復師施術所開設届出書

年 月 日

香川県 保健所長 殿

開設者 住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

電話番号

柔道整復師施術所を開設したので、柔道整復師法第19条第1項前段の規定により届け出ます。

開 設 年 月 日	年 月 日		
名 称			
開 設 場 所			
業務に従事する柔道整復師の氏名			
構造設備の 概 要	面 積	外 気 開 放 面 積	換 気 装 置
	専用の施術室 m ²	m ²	有 ・ 無
	待 合 室 m ²		
器具、手指等の消毒設備		有 ・ 無	

備考 1 業務に従事する柔道整復師の免許証若しくは免許証明書を提示し、又はその写しを添付してください。

2 施術所の平面図を添付してください。

3 開設した日から10日以内に届け出てください。

第2号様式(第3条関係)

(日本工業規格A列4番)

柔道整復師施術所開設届出事項変更届出書

年 月 日

香川県 保健所長 殿

開設者 住 所
氏 名〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

柔道整復師施術所の開設届出事項に変更があったので、柔道整復師法第19条第1項後段の規定により届け出ます。

名 称	
所 在 地	
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 事 項 〔該当する番号を 囲んでください。〕	1 開設者の住所又は氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、 名称又は代表者の氏名) 2 名称 3 開設場所 4 業務に従事する柔道整復師の氏名 5 構造設備の概要
変 更 前	
変 更 後	

- 備考 1 欄内に記載事項のすべてを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 2 業務に従事する柔道整復師の氏名に変更があった場合は、新たに業務に従事する柔道整復師の免許証若しくは免許証明書を提示し、又はその写しを添付してください。
- 3 構造設備の概要に変更があった場合は、変更内容を明示した平面図を添付してください。
- 4 変更があった日から10日以内に届け出てください。

第3号様式(第4条関係)

(日本工業規格A列4番)

柔道整復師施術所休止(廃止、再開)届出書

年 月 日

香川県 保健所長 殿

開設者 住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

柔道整復師施術所を休止(廃止、再開)したので、柔道整復師法第19条第2項の規定により届け出ます。

名 称	
所 在 地	
休止(廃止、再開)年月日	年 月 日
休止の場合は、その予定 期間	年 月 日から 年 月 日まで

備考 休止し、廃止し、又は再開した日から10日以内に届け出てください。

(香川県福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正)

第十七条 香川県福祉のまちづくり条例施行規則(平成八年香川県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

第十六条の次に次の一条を加える。

(書面のファクシミリ装置による提出)

第十七条 第十条又は第十一条の規定により知事に提出すべき書面は、ファクシミリ装置を利用して送信することにより提出することができる。

2 前項の規定によりファクシミリ装置を利用して書面が提出されたときは、知事が受信した時に、当該書面が知事に提出されたものとみなす。

3 知事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、提出者に対し送信に使用した書面を提出させることとなる。

第一号様式中「㊸」を削り、「及び名称並びに代表者の職及び」を、「名称及び代表者の」に、「受理年月日」を「受付年月日」に、「受理番号」を「受付番号」に改める。
第二号様式中「㊸」を削り、「及び名称並びに代表者の職及び」を、「名称及び代表者の」に改める。

第五号様式中「㊸」を削り、「及び名称並びに代表者の職及び」を、「名称及び代表者の」に、「届出受理年月日」を「届出受付年月日」に、「届出受理番号」を「届出受付番号」に改める。

第六号様式から第八号様式までの規定中「㊸」を削り、「及び名称並びに代表者の職及び」を、「名称及び代表者の」に、「受理年月日」を「受付年月日」に、「受理番号」を「受付番号」に改める。

(香川県動物の愛護及び管理に関する規則の一部改正)

第十八条 香川県動物の愛護及び管理に関する規則(平成十三年香川県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第十条、第十四条及び第十五条第一項中「所轄保健所長」を「所管保健所長」に改める。

第十六条第二項中「前条第四号」を「前項第四号」に、「所轄保健所長」を「所管保健所長」に改める。

第十七条第二項中「所轄保健所長」を「所管保健所長」に改める。
第二号様式中「ふりがな」及び「㊸」を削り、同様式備考を次のように改める。
備考 動物取扱兼届出済証を汚し、又は損じた場合にあっては、当該届出済証を添付してください。

第三号様式(その1)中「㊸」を削り、同様式備考3を削る。

第五号様式中「ふりがな」及び「㊸」を削り、同様式備考を次のように改める。
備考 飼養施設の構造又は規模を変更する場合には、当該変更に係る飼養施設の平面図及び立面図を添付してください。

第六号様式中「ふりがな」及び「㊸」を削り、同様式備考を削る。

第七号様式中「㊸」を削り、同様式備考を削る。

第八号様式中「㊸」を削り、同様式備考を削る。

第九号様式中「㊸」を削り、同様式備考を削る。

第十一号様式中「㊸」を削り、同様式備考を削る。

第十二号様式中「㊸」を削り、同様式備考を削る。

(狂犬病予防法施行細則の一部改正)

第十九条 狂犬病予防法施行細則(平成十五年香川県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「㊸」を削る。

第五号様式中「㊸」を削り、「命令」を「命令」に改め、同様式備考を削る。

(医療法施行細則の一部改正)

第二十条 医療法施行細則(平成十五年香川県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。

第三十五号様式及び第三十六号様式中「㊸三編」を「㊸三編」に改める。

附 則

1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

2 改正前の各規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。